金融庁企画市場局総務課調査室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等」に対する意見について

2023年2月3日に公表された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以上

(別 紙) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見等

No	対象文書	該当箇所	質問・意見等
1	犯罪収益移転	P. 1、1. (1) および(2)	従来より「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」で類型として例示される「取引を行う目的」
	防止法に関す	取引を行う目的を確認す	は、各金融機関が取り扱う商品や顧客属性を踏まえ参考とすべきもので、必ずしも例示通りに列挙した
	る留意事項に	るに当たり参考とすべき	うえで確認が求められているものではないと理解している。
	ついて	類型を例示したものに	今回追加される項目「信託の受託者としての取引」についても、各金融機関が取り扱う商品等を踏まえ
		「信託の受託者としての	て当該項目を選択肢として提示することの要否や確認方法の程度を決定すればよく、例えば信託の受
		取引」を追加することに	託者としての取引を許容していない場合には当該項目を提示しないことも考えられることを確認させ
		ついて	ていただきたい。
2	同上	同上	類型として例示される項目に「信託の受託者としての取引」が追加されることに伴う対応は、各金融機
			関は速やかに行うべきである一方で、対応の期限は定められていないことを確認させていただきたい。

以 上